平成２４年（フ）第１６３号
長崎県長崎市上小島１丁目６番23号　ＮＩＳ　ＣⅡＢ－８号、開始決定時の住所長崎県長崎市江戸町５番７―602号
破産者　松尾　保孝
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
長崎県松浦市福島町塩浜免3033番地16　播磨団地304号
破産者　永田　正徳
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
福島県西白河郡矢吹町東郷362番地10
破産者　五十嵐孝男
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
千葉県東金市東金1266番地１　ロータリーパレス東金503
破産者　中村　　彰
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７１４号
神奈川県藤沢市下土棚2438番地
破産者　桑山　勝史
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２３号
横浜市栄区笠間１丁目４番43号
破産者　宮崎　敦史
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７９号
神奈川県藤沢市藤沢991番地の19　藤沢ダイカンプラザ705号
破産者　眞島　　実
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４号
神奈川県小田原市中里15番地の２
破産者　西山　　治
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１０号
神奈川県足柄下郡湯河原町福浦194番地の３
破産者　水沼　美紀
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４８５号
神奈川県小田原市高田281番地の２　コンフォートＫＧ―Ｄ101
破産者　星野　　武
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０号
滋賀県彦根市東沼波町1130番地７、手続開始時の住所滋賀県彦根市中藪１丁目７番30号、主たる営業所の住所滋賀県彦根市戸賀町72―１
破産者　清栄自動車販売こと　清水　　巖
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９４号
滋賀県彦根市日夏町747番地20
破産者　清水　則夫
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９８８号
京都市左京区一乗寺青城町141番地
破産者　早瀬　茂樹
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
広島県東広島市西条町寺家7809番地３　カーサ・ステラ306号
破産者　岡本　健一
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２号
愛媛県新居浜市久保田町２丁目３番２号
破産者　星加　英宣
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第５５号
熊本県水俣市南福寺８番57号
破産者　生魚　　敦
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５９号
鹿児島県日置市吹上町永吉1198番地
破産者　神之門秀人
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８１２号
札幌市西区福井４丁目１番26号
破産者　板谷　吉規
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６６号
札幌市南区真駒内緑町３丁目２番４―104号
破産者　城宝　純一
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部